

## 令和2年度第3回男女平等推進市民委員会議事録

日時 令和2（2020）年8月4日（火）午後6時45分～8時45分

場所 国立市役所北庁舎 第7会議室

出席委員 谷川委員長、池田副委員長、遠藤委員、至田委員、本田委員、宮原委員、武藤委員、山下委員

事務局 宮崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋市長室長補佐、大塚主事、庄司主事

【委員長】まず、事務局から資料の確認等をお願いします。

【事務局】資料1は、「(仮称) 国立市パートナーシップ制度論点整理シート」1～11です。論点整理シート1～4は、第2回の委員会でお配りしたものと同じで変更はありません。論点整理シート5～11は、前回の委員会の意見とまとめです。論点整理シート12～14は初めて配るものです。資料2は、「(仮称) 国立市パートナーシップ制度素案について」です。

【委員長】論点整理シートの新しい部分について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】論点整理シート12「パートナーシップの証明方式について」。論点及び課題です。まず証明方式は、先行自治体では主に証明、宣誓、登録、届出、契約の5つに分類されますが、国立市はどのような方式を採用するか。それから、証明方式により手続上の違いは生じるか。当事者のご意向はどのようなものかです。

まず証明方式は、渋谷区で採用されています。パートナーシップの関係性の証明として合意契約、任意後見の2種類の公正証書を要件とした上で、証明書を交付しています。

宣誓方式は、世田谷区、中野区、府中市、横浜市、総社市など全国で一番多い方式です。これは宣誓書を提出し、その宣誓書を受け取った受理書、受理証明という形で交付されています。

登録方式は那覇市です。登録申請書を提出し、関係を認めた場合には、登録簿に登録、記載をして、登録証明書を交付します。

届出方式は、豊島区で採用している方式です。届出書を提出し、受理証明書を交付しています。

最後に契約方式は港区です。これは、相互関係の契約、日常の家事債務の責任、療養看護の委任など、港区が規定している事項を盛り込んだ契約書を公証役場で作成してもらう。いわゆる公正証書で、これらの契約に基づき証明書を交付するという方式です。

事務局提案としては、届出方式を提案します。理由は、まず、当事者の方からのご意向としていただいています。婚姻と同様の取扱いになるべく近づけてほしいというご意見から、届出という声が挙がっています。

また、これまでの議論の中で、国立市は公正証書を要件としないので、証明方式や契約方式は、検討の対象外と考えています。

その他、全国でも50数自治体がパートナーシップ制度を組んでいますが、事務局の調べでは、30から40くらいの自治体で宣誓方式が採用されています。

【委員長】それでは、事務局からは届出方式がよいのではないかとということです。先日も届出について、いろいろ議論があったのですけれども、ご意見がある方はお願いします。

【委員】那覇市の登録簿というのは、どういうものですか。

【事務局】台帳のようなものを市役所で作って、そこに何月何日に登録をしたお2人のお名前を書いてリスト化し、市役所で管理するというものだと思います。一般的には、パートナーシップの制度を

申請される方から戸籍や住民票などいくつかの書類を頂き、それをまとめて保管する形だと思のですが、那覇市はそれとは別に市として登録簿を作り、そこに記載していく方式で、市にずっと残っていくものです。併せて、登録簿なので、要件に該当しなくなって削除する場合には線が入っていく。何組の方が今、申請されているのかを役所が適切に管理するという意味もあるのかもしれませんが。

【委員長】登録簿で行政が、今何号まで埋まっているかを管理する。そういうことは、条例ではなくて規則に書かれるのだと思います。

【委員】宣誓方式が圧倒的に多い中で、届出方式を選んだ理由は。

【事務局】宣誓方式は、私たちは真摯なパートナーシップ関係です、と宣誓する。結婚でも離婚でも宣誓という行為がありますけれども、そういう点から世田谷区が最初に採用した方式です。ご本人の宣誓に基づいて、宣誓したことを行政として受理し、その証明書を発行するというのが世田谷区等の方式です。今回国立市の規定は、当事者の方のご意向を最大限に尊重していきたいと考えています。婚姻制度になるべく近づける形にしたいというご意見が、当事者の方から多く挙がりましたので、今回はそれを受けての提案となっています。

【委員】証明書は記念に持っていたいという意見もありましたので、受領書と受領証明書の双方に価値があるということを市役所は踏まえてほしいです。

【委員】5年前に、渋谷区は、2人の関係が夫婦同然だということをしかりと捉えた上で証明したかったのが公正証書で証明とした。世田谷区は、条例ではなく要綱で、公正証書に代わるものとして2人が愛を誓った、共同生活を真摯に送りますと誓ったという形で宣誓とした。どちらも5年前に全くゼロのところから、2人の関係はしっかりしたものであることを担保するためにどうしたらよいかということから始まったものの、よくよく考えたら男女の夫婦が婚姻届を出すときに市役所で誓っていない。届出で出している。そこからすると、パートナーシップ証明も届出のほうが自然だと思う。登録だと、行政に登録してもらうことで初めて2人の関係を承認してもらうことになる。主体が当事者だということから考えると、やはり届出が今の時点では一番スムーズだし、市民の方々の感覚にも合致すると思いました。

【委員】行政的にこの届出という用語は、何か制約はないのですか。

【事務局】宣誓と届出について対比してお話をします。行政として、例えば要綱等とする場合は、宣誓が一番適しています。というのは、ご本人同士が宣誓する行為を行政として確認して証明するというのが一番やりやすいです。届出の場合は、法律や条例に基づいて、その要件をしっかり満たしていることを確認して受理するという行為になる。きちんと条例等でやる場合は、届出に基づいて、行政が条例に照らしてきちんと確認をした上で受理するという行為になると思います。

【委員長】婚姻と同様の取扱いというのが一番しっくりくるので、これ以上ご意見がなければ届出ということで、事務局提案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。では、論点整理シート13をお願いします。

【事務局】では、論点整理シート13、「在勤者、在学者を対象とするかについて」です。まず1つ目が、双方または一方の方が在勤者又は在学者の場合に対象にするかどうか。2つ目、在勤者が証明カードを活用する場面はどのようなときか。3つ目、在学者が証明カードを活用する場面はどのようなときか。4つ目、在勤者・在学者をこの制度に包含する場合に、市内在住者を前提とした制度と同一の枠組みでよいか。これは例えばカードの形式、色などを分ける必要があるかということです。本件は、当事者の方からの要望事項として挙がってきています。具体的には、在勤者を入れてほしいとい

う要望がありましたので、併せて在学者もセットで提案させていただいています。

次に、申請の際に在勤・在学を客観的に証明する資料の提出が想定されますが、職場や学校への意図しないカミングアウトにつながる心配はないか。

職場を退職、国立市内の事業所から市外に異動、学校を退学または卒業した場合に、この証明書を返還すべきかどうか。

他市のパートナーシップ制度との重複は問題ないか。

市内の職場（事業者）や学校の理解だけでなく、実際に社員や学生から証明の提示があった場合に、福利厚生制度や学校の規定など当事者の意向に沿った対応が事業者や学校でできるか。

最後です。証明書の提示があった際、そのことをもって相手側にカミングアウトがあったと受け止められた場合、事業者や学校の担当者からのアウティングの危険性はないか。これは区部の自治体の事例として、先日ニュースでも挙がっていました。ある企業でパートナーシップ証明を取っている方がパートナーの存在を上司等にカミングアウトしたところ、その上司がほかの社員にアウティングをしてしまった。ご本人は精神的苦痛を受けて精神疾患を患われ、そのことで区の条例に基づき苦情申し立てを行ったという例がありました。

事務局提案です。まず、在勤者・在学者に対して証明書を交付することが可能であるかについては、継続的に検討したい。2点目が、全国に先例のない要件であることから、少し具体的な検討をする必要があると思います。セクシュアル・マイノリティ、事実婚のパートナーシップ制度を先に開始し、この在勤・在学は、継続的な検討を行った上で、制度が整った段階で時期をずらして運用するという事も考えられると思っています。また、この後のパブリックコメントにおいて、市民の皆さんの意見を伺っていきます。一方で、市内の事業者や学校の方が実際にこの制度についてどのようなご意見を持っているかということも、意見聴取をしていきたいと考えています。

提案理由です。在勤者の場合、職場における福利厚生制度、例えば結婚休暇、介護、忌引き等を申請する際にこの証明書を提示することで該当できれば、効果はあるものと考えます。2つ目、在学者の場合は、例えば、学校として公式に認められている忌引き等に該当して授業を欠席する際にこの証明書を利用することが想定されますが、在勤者と比較するとメリットはあまり多くはないと思います。3つ目、条例において、事業者等の責務の規定があります。また、論点整理シート2で、事業者へのパートナーシップ制度の配慮義務を規定する場合は、事業者は市の施策に協力する必要があることから、社員や学生が証明書を提示した際には、職場や学校は趣旨にのっとり対応することが求められます。しかし、各事業者が理解するだけでなく、実効的に証明書に対応する内部規定を作る、または修正することができるかどうかということが1つの懸念としてあります。

その他、現在全国で、在勤・在学を対象としている自治体はまだ見受けられません。2つ目、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の中で、市民の定義として、第2条に、「市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動をする者」と規定しており、在住・在学・在勤・在活動の方をこの条例では市民として定義しています。

【委員長】事務局提案は、継続的に検討し、パブコメでも意見を聞き、段階的な導入でもよい。先例のない要件であることから詳細な検討が必要と思われる。在住者のセクシュアル・マイノリティ、事実婚パートナーシップ制度を開始し、その後在勤・在学まで広げるという段階的な運用もあると思うのですが、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

アウティングについて、この間も証明カードと証明書の2本立てでいこうという話がありました。

例えばカードの裏面に、これを見たからといって、このことを本人の了解なしに誰にも話してはいけないと条例に定められているということを書く、もしくはそれをどこかに出したときに、それと一緒に注意事項といったものがいくとか、そういうのはどうなのですか。

【事務局】名刺サイズのカードについては、当事者からのご要望で、カードを提示するといろいろな方に見られてしまうので、2つ折りにできないかと。開いて初めて相手に見せられるような。財布などにしまっている時には見えない状態のものだと、不用意なことが防げるのではないかという話が出ています。2つ折りにすると4面使えますので、その中には今、委員長がおっしゃるようなアウトイングに対する文言を入れたほうがいいのではないかと事務局でも考えています。そういったことは可能だと思います。

【委員長】それは、本来、事業者がそういった個人情報に対してどう向き合うかという問題のような気がするけれども、どうなのですかね。

【委員】おっしゃるとおりだと思うのですが、ほかの個人情報と違って差別・偏見・無理解が背景にあったところなので、より面白おかしく伝播してしまうところがあります。それは同性のパートナーがいるということだけではなく、例えばH I Vを持っているとか、トランスジェンダーだとか、そういったことが実際本当に面白おかしく伝播していく。ほかの個人情報、生年月日や異性と結婚しているという話も、本来はプライベートだから人事だけが把握していて、ほかは本人が伝えた人だけが知っていればいい話だけれども、伝わりやすさや伝わった後の深刻さから考えると、パートナーシップの証明書を取ったからもうみんなに知られていいでしょうという話とは違うということがあります。

【委員長】そうなのですよ。これを持っているからにはカミングアウトしているのでしょうという。手続上したわけであって、皆にしたわけではないという、その理解を促したい気はします。

【委員】細かい規定、細則をどうするかという悩みはあるにしろ、大枠として在勤・在学の人を対象にすることについては私も賛成です。ほかの皆さんがどう思うかということをも確認したほうがいいと思っています。

もともとパートナーシップ証明は、法的な効果がない。法的な効果はないけれど実情の効果として、当事者の自己肯定感とか、社会の理解が進むというプラスで考えると、必ずしも住んでいる方だけに限定する必要はない。むしろここで働いている方、ここで学んでいる方々、当然その職場などがここにあるわけですから、そういった意味では国立市に関わっていて、パートナーがいるという証明書を発行してもらいたいという方々に出すことのマイナスは本来ないというか、プラスしかないのではないかな。ただ、細かな規定の作り方が大変だということはあるので、マイナス面があるのであれば、ここでなるべく洗い出してみるといいと思います。

【事務局】行政の場合は、条例等で市民の定義をしたときに、随分前は、基本的には国立市に居住する方という前提でした。最近は、在勤・在学も含めるものが多くあります。どこで区分けするかというと、1つはその条例に基づいて手当や現金給付をする場合は、国立市在住の方を市民としているケースが多いです。一方で、権利を広げたり、あるいは義務を課すという状況については、在勤・在学も含めて市民という形にするのが最近の傾向として多いですね。

事務局としてはこういう整理をしていますけれども、個人的には在勤・在学の方も含めて市民として、取扱いも特段変える必要はないと思っています。

【委員】私も全く同意見。在勤でも、在住でも、在学でも国立市で一定期間過ごしているということは、やはりそこでの消費やごみ捨てなど、条例が規定する市民としての活動に近いこともやっている。

その方が国立市に居を構えようかなという可能性も捨てがたい。法的な根拠がないのであれば、国立市でいい思いをしたので、ここに骨を埋めようという人が増えてくればいいのではないかと。

【委員】反対ではないのですが、在学の人は卒業など期限がある。在勤はそれほど気にしないでいいかもしれないけれども、在学の場合は有効期限がつくのか。無期限というのはどうなのかなと思いました。

【委員長】私もそう思ったのですけれども、それは前回の話。これは有効期間があるものではない。その届けを受けたときにパートナーシップを証明しているだけのもの。

【委員】関係性のことを言っているだけなので、証明するとかしないとかはそもそもおかしい。期間をどう決めるかは難しい。婚姻制度はそれに伴っていろいろな、税金などの実務的なことが伴うので、社会的関係の中で期限が必要だと思うけれども、これは関係性の証明に過ぎない。誰も保障もできない、いつまでやらなければいけないということはないわけだから、そのときの証明ということでもいいと思う。だから、私も在勤・在学も対象としてよいと思うし、さきほどのアウトティングは、在勤・在学に限らず、在住の人が取っても、不動産屋に持っていったらアウトティングされる可能性はあるわけだから、特に全体を通して証明を出していく場合には、この欄だけでなくそれをちゃんと明記する必要はあると思います。

【委員】学生だと卒業があるが、働く人も転勤があるので同じこと。在勤・在学を含めるなら、初めてのことになると思うのですけれども、過渡期だから必要な制度だと思う。男女の法律婚だったら、在勤・在学と書いていない。例えば、茨城は県で証明書を発行しているのですけれども、東京都で発行していたら、在勤・在学とは書かないと思う。

【委員長】もし日本中で認められたらですね。

【委員】将来的にはそういうことになるが、パートナーシップ制度を持っている自治体と持っていない自治体があり、持っていない自治体が多いからこそ在学・在勤も含めてやっていきませんかというのが。将来的にはそれがなくなるといい。卒業する頃までには、あるいは転勤する頃までにはというメッセージも含めて、国立から全国に向けて発信するというのもすごく重要な意味があると思います。

【委員】在勤者の場合は実利が受けられる可能性が高いというお話があった。1つの会社の中で国立市民同士だったら祝い金が出る。でも、他市だから出ないということはやはり不合理になるので、市民の要件として、条例の定義に基づいて在勤者も入れたほうがいいかなという気持ちになっている。

【委員長】なるほど。事務局提案を読んだときには、在勤・在学が2段階になってもいいかなと思ったけれども、人に優しい国立市であってほしいということもある。いろいろな運用、難しさなど、これをやるとほかのことにも波及するかもしれないのですけれども、パブリックコメントでぜひご意見を承るということと、可能な限り、市内の事業者の意見を、少なくともいいので聞いていただきたい。事業者には事業者の理論もあると思う。いろいろなことを想定し、調べていただいた上で、もし可能ならぜひ同じスタートでご検討いただくということで、委員会の意見としてはどうですか。

論点整理シート13はそんな形でよろしいですか。

【事務局】今の論点整理シート13で、お1人が市内在勤の方、パートナーの方が例えば新宿区に住んでいて国立市には在住でも在勤でも在学でもないカップルの場合、その方たちも在勤として制度に入れるとなると、論点整理シートの前の方で、市内在住の中に、同居別居は問わず、まずは市内に住んでいる方は認めましょう、片方の方は市民、もう片方の方が市外の場合は、3カ月以内に転入の意

向がある場合には認めましよう、今のところ整理していました。在勤の方、在学の方がここで制度に包含されると、1人が国立市民で、もう一方が他市の方で国立市に入っても、このカップルは認めていくという形になると思います。そこまで広げておかないと、在勤・在学の方の整理がつかない。全国の自治体で、一方が市民、一方が市外の方のままでもよいことにしているところもありますので、皆さんでもう一度確認していただければと思います。

【委員長】 それでは、論点整理シート5をご覧ください。論点整理シート5は、在住のみにフォーカスして作られているので、この「市内に住所を有する」を、さきほどの定義における市民である「在住・在学・在勤」と読み替える。そうすると、①は双方が在住・在学・在勤であること、同居・別居は問わない、②は一方がそのどれかであって、ほかの一方はというところは消える。だから、双方か一方か、ただそれだけになるということですね。

【委員】 転入の要件は書かなくてよいでしょうか。

【委員長】 もう片一方が働いたり、学んだり、住んだりしなくてもよいということでしょうか。

【事務局】 転入要件は、お2人とも市外に住んでいる方で、在勤・在学でもない。府中に住んでいらっしゃるカップルで、3カ月以内に国立市に住もうと思っている方が届出をすることは可能です。その規定は残しておいたほうがよいと思います。

【委員長】 双方が市内に転入を予定していることは残す。

【事務局】 それは残す。事前に受付だけをして、受理したという証明書をお渡しすることで、その書類を不動産屋で活用いただける可能性がありますので、この論点整理シート5の事務局提案③の規定は残したままがよいと思います。②の規定について、書き方は変える形になると思う。一方が市内で住所を有し、もう一方の方が市外の方でもいいという表現に修正すれば、在勤・在学の方が入っても、そこで大幅に変える必要はない。

【委員長】 「市内に住所を有し」ではないのでしょうか。

【事務局】 在勤・在学を入れることで、やはり条例上のテクニカルな面での難しさが出てくるところがあると思いますけれども、例えば、「この論点整理シート5の考え方を原則とします。ただし、在勤・在学の場合について、国立市以外に居住している、あるいは一緒に国立市に居住する。または、それを前提としている」という場合には特別に認める、というやり方があるかなと思います。ただ、その際に、国立市に在勤・在学の方には証明書をお渡しして、もう一方にはお渡しできない、という制度にするのか、あるいはお2人とも、それぞれに1枚渡す。それぞれに渡す前提でいくのであれば、片や在勤、片や市外の方で、別々のところに住む場合、証明書の取扱いをどうするかとか、そういった細かいところは整理していく必要がありますが、やりようはあると思います。

証明書を発行するにもお金がかかりますので、在住・在学・在勤の方には証明カードをお渡しする、ただし、パートナーのもう片方の、在住でも在勤でも在学でもない方については、お2人でそのカードを使ってくださいという形で、消極的かもしれませんが、税金の使い方ということでは筋は通るとは思います。ただ、ほかの自治体でお2人にも渡しているところもあるようです。

先ほどの話、②の言葉を修正といいましたけど、これは違いますね。②は、今言っている在勤の人とはまた違いますので、新たに在勤・在学を別の表現で含めるという形に、表現を新たに加えれば整合できると思います。

【委員長】 「双方が市内への転入を予定していること」という要件がある。では、例えば今は2人とも全然国立市に縁もゆかりもありません。だけど、1人の人が間もなく国立市に転属予定ですか、一

橋大学に入学予定ですとかいった人はどうなりますか。

【委員】それは実際に来てから。

【委員長】なるほど。

【委員】③は不動産が借りづらいという社会的事実を包含している。

【委員長】なるほど。そうですね。あまりにも広過ぎると実効性が損なわれる感じがあるので、ちゃんと理屈のつく、それで守れる範囲でということならよいと思います。

では、論点整理シート5についても、在住・在学・在勤まで広げた内容にするということ。それから一方が市外という話も表現を調整するという。一旦は在住者を想定した表現だけれども、在勤・在学についてもこれと似た取扱いにするというルールにするなど、広げるということでスタートからお願いできると、それこそ日本初ということなので、すばらしいのではないかと思います。

では戻りまして、論点整理シート14をお願いします。

【事務局】こちらは「制度の名称」です。本制度の名称をどのようにするかというところですが、2点目、先行自治体の事例では、港区が「みなとマリアーヂュ」という名称にしています。その他の50程度の自治体は、自治体名のパートナーシップ制度、または同性パートナーシップ制度という名称になっているところが大半です。また、パートナーシップ宣誓制度としている自治体もあります。

事務局提案として、4つ候補を挙げています。「国立市」を漢字とするか平仮名とするか。「パートナーシップ」は同じです。その前に「届出」を入れるかどうか。それ以外に、港区のような特徴をついた名称の案がありましたら、ぜひ議論いただければと思います。

事務局提案の提案理由です。まず、漢字表記の「国立」と平仮名表記の「くにたち」ですけれども、どちらも自治体を指すことには変わりありません。漢字表記ではより制度の厳格さをイメージできると思います。平仮名表記は柔らかさですとか、分かりやすさをイメージすると思います。そして、国立市は同性カップルのみを対象としないことから「同性」の表記は採用しません。パートナーシップのみとしたいと思います。

また、先ほど論点整理シート12で、証明方式が「届出」で決定になりましたので、この「届出」という表現を入れるかどうかということになります。

インターネットで検索したときにすぐ出てくるかどうかというのも1つあると思いますので、その辺りも加味した、分かりやすい名称がよいというのが事務局の提案です。

【委員長】これはどのように議論したらよいのでしょうか。多数決でしょうか。名称はパブコメで聞かないですね。

【事務局】今回、名称もパブコメに入っています。

【委員長】個人的には「届出」とついたらよいと思うのですがけれども、それは委員長としてではなく個人的な意見なので、自由に、私は平仮名の方が好き、などのご意見があればお願いします。特にこれは、学識の委員ではなくて市民の方のご意見が出てきたら大変ありがたいです。

【委員】制度を使おうとして、その制度が自治体によってどう違うのかを調べるときには、最初に「届出」などの違いに当たると思うので、「届出」と入っていた方が分かりやすい。私も委員長の意見に賛成です。

【委員長】漢字と平仮名について、平仮名を使っている制度はあるのですか。

【事務局】公的な機関を示す、例えば「くにたち男女平等参画ステーション」の「くにたち」は平仮名です。機関の名前では、平仮名表記が多い。

【委員長】やはり国立（こくりつ）と区別するためですね。

【事務局】「くにたち中央図書館」のくにたちも、国立国会図書館と間違いやすいということで平仮名表記です。前に「国立市立」とつくのは当然漢字です。条例の中にこの表現を入れるかどうかもありますが、まずはこの単独の制度としてどういう名前にするかということです。

【委員】パラソルの関係もあるので、私は平仮名表記の「くにたち」が適していると思います。届出制度については、この4番目が、一番収まりがいいと思います。

【委員長】在住・在学・在勤の方、どうでしょうか。

【委員】何十年も住んでいますけれども、国立というと国立（こくりつ）と読みがちですので、私は平仮名がいいと思う。先ほどの議論の前は、私は3番目の「届出」のない名称とっていたのですが、「届出」の意味が分かったので4番目がいいかなと思います。

【委員長】そうなのです。私は子どもが2人国立（こくりつ）学校に行っているのですが、国立（こくりつ）と書くたびに国立（くにたち）と思うのです。だから、やはり平仮名がいいと思います。

【委員】在住としては、平仮名で「くにたち」がいいと思うけれども、国立市と漢字になっていたほうが、検索をするときにやりやすい。ゆかりのない人は国立市を平仮名で入力するかもしれないとも思うので、どちらでもいい。

【委員】平仮名でもいいと思うけれども、このパートナーシップ制度やパートナーシップ条例は始まったばかりで定着していない。法的な根拠がないこともあって、軽く見られがちなのではないかという気がする。

【委員長】カジュアルな感じがする。

【委員】そう。だから、トレンドで、カジュアルでいいな、というような乗りでやっているのではないということをどこかで言いたい。国立市は、平仮名だと「市」を入れないのは、国立（こくりつ）と間違えないからなのですね。そういう意味では、行政が積極的にこのパートナーシップ制度を推進しようとしているのだという国立市の意思の表明としては、私は漢字で国立市と入れたい。国立市はきちんと制度として届出制度を位置づけています、市民も行政も協働でこれを作り上げていって、一緒にこの制度を充実させていこう、という意味を明確に表す。行政的にも市民的にも一緒になってやっていこうとしているのだという意思が分かりやすく見えるのは、「国立市パートナーシップ届出制度」だと思います。

【委員】私も個人的には平仮名で「くにたち」のほうが優しくてよい気はするのですが、例えば在勤・在学の人が証明書を必要としたときに、何のためにどこに提出するかを書くときには「国立市」と漢字で書いてあるほうがよいと思う。また、今のお話のように、行政と一緒にというところを前面に出していくのだったら、漢字のほうがよいと思う。柔らかさを取るか厳格さを取るかだと思う。

【委員長】これがよいのではないかというのを委員会の第1案としてパブコメで書いて諮るか。

【事務局】幾つか出してどれがよいかを聞くやり方もある。

【委員長】そういうこともできるのですね。では、「届出」が入らないほうがよい人はいますか。

【委員】法律家の立場から言うと、1から4までどれでもよいです。生まれてくる子どもに名づけるのと同じ感覚だと思うので、市民の方々がこれから新しく生まれるこの制度について、どんなネーミングをして、さらに育てていくかという観点から最終的に決めただけならば、どれであってもすてきな制度になっていくのだろうと思います。

【委員長】そう聞くと、4つどれもすてきに見えるのですが、「届出」は入れる前提で、平

仮名にするか漢字にするか。ただ、パブコメでは中身が注目されると思うので、ご意見が集まるかどうかは分からないですね。「届出」ありでパブコメにかけてみるということはどうでしょうか。

【事務局】では、2つ候補として併記をして、意見を問う形でよろしいでしょうか。

【委員長】はい。

【事務局】「届出」という表現を入れたものを案として出している背景には、当事者の方からの要望があります。ただし、この制度はそれだけではなく、事業者も含めた市民全体がこの制度を理解していくというのが大きな展開として、今、議論されています。この制度はもちろん女性と男性の条例の中の1つに位置づけられていくわけですが、今、このメンバーの中だけでも、3つ、4つくらいに割れていった部分もあります。2つに絞って「届出」を入れる前提でよいのか。あまり広過ぎても絞れない可能性もありますが、それ以外の案はありますか。

【委員】マリアージュ的な名称ということですね。

【委員】市民の人が見て、国立市パートナーシップ条例とパートナーシップ制度は同じだと勘違いしないかという心配がある。だから、「届出」という言葉が入ることによって、これはパートナーシップを証明する具体的な制度だと明らかにし、そういう制度ができるということが分かるのではないと思う。制度と条例の区別は、ほとんどの市民に分からない。そういう意味では、「届出」という言葉は結構大事だと思う。

【事務局】当初、渋谷区が初めにこの制度をスタートしたときは、渋谷区は男女共同参画の条例の中に位置づけました。渋谷区ではあくまでも条例の中の1つの項目にパートナーシップの要件が入ったのですが、ほかにもいろいろなことが条例の中に書いてある。なので、やはりイメージというのがあると思いますので、もし5つ目の案はないという前提でいくのであれば、パブコメで意見を聞いた上で、次回委員会の中でもう一度審議いただくという形で、委員長、どうでしょうか。

【委員長】分かりました。そのとおりでよいと思います。

【事務局】そのように整理をさせていただきます。

【委員長】それでは、論点整理シート2のパートナーシップの定義の、「経済的、物理的、精神的に相互の協力により継続的な共同生活を行っている」というところに戻ります。今までの議論をまとめた形で、この定義をどうするかですね。「互いを人生のパートナーとし」まではよしとして、その後の「経済的、物理的、精神的」、「継続的な共同生活」辺りが決まっていないと思います。

【委員】そのときの議論のまとめとしては、入れるのであれば、ということ。入れるか入れないかということも検討しないとイケない。入れたほうがよいということではありました。

【委員長】そうですね。次のページの「委員会意見」を見ながら考えると、「平等」「尊重し合っている」のような言葉があるとよい。「継続的な共同生活」については、継続的な共同生活ができない事情の方もいらっしゃるというご意見もあったかと思います。

【委員】そもそもなぜパートナーシップが必要なのかというところに立ち返ったときに、定義があることで、より拾われていくのか。さきほどの議論で、在住・在勤にも広げていったときに、それを定義しなければならない理由ということを見ると、なくてもよい気もする。ないと駄目な理由は、何でしょうか。

【委員】宣誓された事実を受け止めないといけない「宣誓」と違って、「届出」は、条例の要件に合致しているかどうかを確認するからということではないですか。

【委員長】要件自体がないということになってしまう。

【委員】男女の婚姻だったら、婚姻照会や重婚などの要件を確認して、合致しているのを受けて受理をする。男女の婚姻の場合は、婚姻は何かということを書き書いていない。こういう場合は結婚できないとは書いてあるけれども、民法では、実質的な婚姻意思があるかどうか。実質的な婚姻意思というのは、みんながそれを婚姻と思っているかという堂々巡りになっている。例えば条文には同居する義務が書いてあるけれども、単身赴任などの事情があって別居している夫婦も夫婦。だからこそ、1人が市外だったらどうするかというような話になっている。男女のときにはあまり考えていなかったことを、なぜ事実婚、同性婚になると、民法の学者でさえ悩むところをここで定義づけなければいけないのか分からない。

【委員】なので、すごく怖いと思ったのは、その他のところに書いてある「物理的」。「生活上の役割分担」として、性別役割分担のようなものが絡んでくるのかなと。

【委員】そうですね。私も法律家だから、夫婦の規定からと言っていたけれどそうではなく、むしろ国立市がこの2人の関係性いいよね、この市でみんな支えましょう、という視点から組み立てていったほうがよいのではないかと。

【委員長】なるほど。でも、定義はあったほうがよいということですね。

【委員】あったほうがよいではなく、なければいけないのではないですか。

【委員長】ないと、それにはまっているかどうか判断できない。要件に当てはまっているという届出を受けるということです。

【事務局】このパートナーシップの定義は、条例の中に盛り込む方向で考えています。なので、条例の第2条に「用語の定義」を定めています。例えば、市民とは、教育関係者とは、セクシュアル・ハラスメントとは、エンパワーメントとは、ということ男女の条例の中では全部で11項目書いているのです。

この条例の中のパートナーシップとはどういうことなのかをここで書きます。これに基づいた届出という整理になると思いますので、入れておく必要があると思います。

【委員】現実的には、経済的、物理的ということが大きいと思う。そういうことで不利益を被っていることを解消することも大事だけれども、パートナーシップだから、憲法24条にあるように「お互いに平等に尊重し合って」という文言が便宜上ないと、届出をする人はいないかもしれない。

【委員長】私もすごく狭くて冷たい感じがする。せめて委員会意見のところにあるように、「互いを尊重し合い」と入れる。尊重し合うということも目に見えないし、夫婦でも尊重し合っていない場合もある。だけど、経済的、物理的、精神的に継続的な共同生活を行っているかも目に見えないのだから、目に見えなくても書いてよい。「互いを尊重し合い」という文章が入るとよいような気がする。先ほどの話で、婚姻にはあまり書いていないということとのバランスがうまく取れないというか、狭くしたいわけでもないけれども、やはり定義はつけなくてはいけない。

【委員】その冷たく感じる定義というのは、法律家の文章がこんな感じですね。たんとと形式的要件に当てはめるとこうなってしまう。今回の証明書を出しても、本人が効果を得るのでなく、自己肯定感を高めて社会の理解を増やしたいというところからすると、パートナーシップの定義は、こういう冷たい定義ではなくて、あるべきパートナーシップはどんなのだろうというところを市から示していくこと。例えばDVのような上下関係、支配関係ではなくて、本当にお互いが支え合っていることを市として応援したい。そのパートナーシップ関係も、市の中でみんな応援していきましょうということで入れるのは十分ありだと思う。これが財産権などに直接結びつくなら別だけれども、直接

ではない。間接的に福利厚生などにはなっていくかもしれないが、証明書そのものには効果がない。付き合っている交際関係とパートナーシップ関係はどう違うかというところは、異性間でも同じテーマではあると思う。パートナーシップの定義として規範的な、どちらかというところと崇高なものを掲げれば、ある程度そこに自分たちは当てはまっているという人たちが来るのではないかという理解。悪用もしようがないと思います。

【委員長】そうすると今のお話は、定義という名前だけれども、ちょっと理念に近い。そうだとするとどういう言葉がよいでしょうか。

【委員】前回言った、憲法24条を参考にした「お互いが平等で尊重し合った上で支え合っている」という表現があり得ると思う。

【委員長】今ここに「経済的又は物理的かつ精神的に相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係」ということに着目すると、今まで議論してきた在住・在学・在勤、それも片一方でよい、同居・別居は問わないということと食い違いはありますか。

【委員】共同生活と聞いたときには、どうしても一緒に住んでいるのが前提になる。経済的にも。例えば東京と大阪で20年近く往復しながら、最後亡くなる前に看取って、というようなゲイカップルも実際にいるのを見ると、この定義だとますます狭まっていく。こうしたケースは異性間の婚姻関係でもあり得る話ではある。なので、先ほどの対象者のところで、市外在住の方も含めるのであれば、今の定義では狭いという気はします。

【委員長】合致しない感じがありますよね。そうすると、「相互の協力により継続的な共同生活」でないとしたら。でも、やはり共同生活がひっかかる。あと、経済的または物理的、精神的に相互に協力をして、継続的に互いを人生のパートナーだと思っているということだと思う。生活スタイルは関係ない。ちょっと主語と述語が逆転しますけれども、「互いを尊重し合って平等だと認めて、継続的にこの人が人生のパートナーだと思っている人々」ということかな。

【委員】すごくいいと思います。お互い協力していくことと、継続的、ずっと続いているというのは客観的な要件ですね。お互いにパートナーだと思っているという主観的なものと併せて、それでパートナーですというのは、聞いていて私はすごく興味がある。

【委員長】今の文章だと、行っている、もしくは行うことを約した関係ということで、この「関係をいう」という最後の言葉に一番近いところに共同生活が来ている。共同生活していることが前提になってしまうので、共同生活という言葉は抜いて、主語と述語をひっくり返す感じにして、平等で尊重し合っている関係であって、継続的に互いを人生のパートナーと思っている間柄、というような文章に変更していただくのでどうでしょう。

【事務局】この後、事務局で今のご意見を文章に落とします。パブリックコメントの後でもまた改めて議論ができます。女性と男性の条例のときには、審議会の最後の会で条例の名称が決まったり、最後の最後までパブコメの意見によって変わったという経過があります。アウトティングもそこで初めて入ったということが、この委員会ではありました。

【委員】私は、肝心なところでずっとひっかかっている。「継続的な共同生活を行うことを約す」の、約束するということ。例えばDVがあって、1人がやめたいと言ったときに、片方が「約束したじゃないか」と、これを悪用する可能性はないか。既に行っているわけだから、継続的な共同生活を行っている人はいい。また、共同生活を行うことを約束するのはいいのだけれども、継続的な共同生活を行うことを約束する、これからの人たちが約束するということ縛られていくことになるのはよく

ないと思う。簡単に外していいとはあまり思えないけれど、少し気になります。

【委員】ほかの自治体が、将来的に同居する予定の人にも出すから、逆算して婚約のような関係についても出すことにしたのかと思った。確かにDVの問題も懸念されますし、DVがなかったとしても、「約した関係」といったら、婚姻関係、婚約の状態で証明書を出すような。確かに約した関係まで証明するのか、とは思いました。

【委員】さきほどの、市内在住で、今は一緒に暮らしていないけれど、このパートナーシップで部屋が借りられて一緒に暮らせる人たちを想定しているとしたら、定義・範囲自体も、片方の人の在学・在勤だけでもよしとなって広がってきたので、「約した関係」は全部取って、刹那的でないということ、今日出会って今日というわけではないということは必要ですけれども、「互いの人生のパートナーとして尊重し合っ」て」というような表現に調整することになると思う。ただ、これはとても大事なことなので、パブコメの改訂版に載らないといけない。パブコメの予定はどうか。

【事務局】今週の7日金曜日からパブリックコメントの予定ですので、事務局としては今日の議論の全てを明日中にはまとめたい。特にこの定義の部分は、皆様からの文案のヒントが少しでも多いほうが事務局としては助かりますが、まずは今の議論の範囲で文章をまとめてみます。

【委員長】改訂版を作っているということ。

【事務局】はい。恐らく当初からここに書いてあるとおりのものだと、今の議論と今の制度、これまで広がった部分には合わないところがあると思います。ですので、少し広く。ただし、この要件は、今回の制度の骨格の部分になるわけですね。この届出をもって行政として認めていくということがありますので、固くなり過ぎてもいけないし、かつ、柔らか過ぎてもいけない部分はあります。そのちょうどいい部分、かつ当事者の方がそれは自分たちのことなのだと考えることが重要だと思いますので、一旦、今の議論を整理したいと思います。

【委員長】分かりました。そうしたら、とにかく明日というのを考えましょう。

【委員】今、本当に大変な議論をしている。ある方から「結婚は何でしょうかね」とつぶやかれて、弁護士の私は冗談半分に、それは婚姻届に署名して役所に出す行為ですと言いました。当然つぶやいた方はそんなことではなくて、もうちょっと本質的に結婚や婚姻とは何なのだろうというところを悩んでいるのです。法律の世界では、実質的婚姻意思があることだとしているのが、今、このパートナーシップ、事実婚や同性パートナーについて国立市はどういうふうに打ち立てようか、という議論をしている。これは、それを議論しながら実は、男女の婚姻は、婚姻届を出すだけの形式ではなくて一体何なのだろうということに全部跳ね返ってくる議論なのです。私は最終的にこの条例の定義がどうなったとしても、決して同性パートナーとか事実婚の証明書ももらう人たちだけではなくて、法律的に婚姻できている市民の方々も含めて、みんなで考えましょうというメッセージが出せると、よりこの議論がここだけで終わらずに広がっていくのではないかと考えています。

【事務局】改めて読み上げます。「互いを人生のパートナーとし、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合う二者の関係。」

【委員】入れ替えただけですけど。

【委員長】でも、近くなってきた。

【委員】「継続的に」は入れない？

【委員長】継続して協力し合う。

【委員】継続的な関係。「二者の継続的な関係」か「継続的に協力し合う者」。

【委員長】「継続的な二者の関係」ではどうか。「尊重」、「平等」などはどうしますか。

【委員】「人生のパートナーとして尊重し合い」

【委員】「的」と「し合う」が多い。

【事務局】「経済的又は物理的」で、「かつ」で結んでいるので、「精神的に」は二者の関係の中で絶対ないといけないですね。「精神的」に加えて、「経済的また物理的」、どちらかが入っていないといけないことになります。今のここの規定の中で、生活費として食費や住居費、光熱費等の分担というのが経済的で、生活上の役割分担というのが物理的の意味となります。市内と市外の方も認めている形では、例えば東京と大阪など遠距離での関係性の方々もいらっしゃると思います。そのときに、経済的または物理的なことが、どちらも該当しない可能性も実態としてあるかなと思います。

【委員】では、「精神的に」だけに。

【事務局】「精神的に」は、必ずどんな関係においても絶対にパートナーシップの中ではないといけないと思うのですが。

【委員長】でも考えてみたら、同性婚を想定しがちだけど、今回、事実婚の人も認めようとしている。事実婚の人は事実婚を選んだ主義主張や事情があるわけだから、それは経済的だったり物理的だったりというところが何か難しい状況があるとすると、そこを外せばシンプルになりますよね。

【委員】確かに、支える方法、支え方はそれぞれで考えればいいことだという気がしてきます。

【委員】平等に尊重し合える関係だということが入ったらなおよいのだけれども、どこに入れるか。

【委員長】「相互に平等に協力し合う。」「互いを人生のパートナーとし、精神的に相互に平等に協力し合う継続的な二者の関係。」

【委員】平等に協力するのではなくて、平等な関係ですよ。

【委員】支え方は人それぞれ、「精神的」は、入れなくても通じるのではないか。

【委員】互いを尊重し合い。

【委員】互いと相互が両方入っているというのは、頭痛が痛いみたいな。

【委員】2回言っている。

【委員】しかも二者と言っていますからね。

【委員長】「相互に」を取る。もう「精神的」は要らなくなってしまう。「互いを人生のパートナーとして尊重し協力し合う。」「私は、「尊重」を入れたい。だから、「互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合う継続的な二者の関係。」「精神的に」がなくなった。

【委員】何かすっとした。「尊重」といえば「平等」も入っているような感じがしますかね。

【委員】いいのではないですか。

【委員長】ご協力ありがとうございました。随分すっきりしてよかったですのではないですかね。

【委員】「精神的に」を入れないなら、「人権」を入れる。「互いを人生のパートナーとしてその人権を尊重し、協力し合う」はどうでしょう。

【委員】すごくいいですね。

【委員長】これで一旦パブコメに出してみても、もしかすると広過ぎて分からないという意見も来るかもしれない。そうしたら、また表現を調整すればいい。この表現にしたことで、別居・同居を問わないことも、在住・在学・在勤どれでもいいことも、片一方も大丈夫、事実婚も同性婚もというのを網羅したように思います。

【委員】1点だけ確認させてもらっていいですか。論点整理13の下、「事業者等の責務」。今回のパ

ートナーシップ届出制度でも、周囲が非常に大事という感じがします。事業者等の責務、教育者等の責務、その辺りをしっかり固めていく必要があるのを、この場で詰めたほうがいいのか。

【委員】 一步踏み込んで、強めに書いてもいいのではないかと思います。

【委員長】 論点整理シート2の事務局提案の中の「市民及び事業者は、その社会活動の中で、市が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない」の辺り。

【事務局】 条例の中にも「事業者等の責務」という規定が第7条の中にあります。これは条例全体に対する事業者の責務です。そこで書かれていることは2点ありまして、1つは、その事業者は、ワーク・ライフ・バランスを推進していきましょうということ。もう1つは、市が実施する男女平等参画の施策に協力して、共に実現するように努めましょうと、努力規定として書いています。広く言えば、その規定だけをもってパートナーシップを一緒に協力してやっていきましょうと読むことはできます。今回の論点整理シート2のように、改めてこのパートナーシップ制度の項目の中でも、事業者の皆さんに最大限配慮してくださいと書くことによって、より事業者に訴えることは可能だと思いますので、事務局としてこの中に入れておくほうがいいのではないかと思います。ただし、ここの書きぶりが今は「しなければならない」という、やや強めの表現ですが、「なければならない」くらいのより強い言い方にするのか、どのくらいのトーンで書くかということはあると思います。

【委員長】 先ほどの委員のご意見は、論点整理シート2の事務局提案の一番下に書いてあるもの以上に、もう少し踏み込んだ表現をしたらどうかということですか。

【委員】 パートナーシップ制度という、今回、注目の条例でもあるので、どうかなという気がします。ただし、今までのことを包含していることは包含しているので。

【委員長】 具体的には、例えば休暇制度があるなどの、婚姻と同等の福利厚生が使えたり、手当が出たりというようなことまで考えてということでしょうか。

【委員】 例えばある企業では、同性同士でも結婚祝い金を出します。そういうのを推奨するようなことが喚起できたらなという気がします。今すぐというのは思い浮かばなくて申し訳ないですけども。

【事務局】 併せて国立市内の不動産屋、クリニックや病院も含めていくというところになります。

【委員長】 先ほどのアウトティングのことについては、ほかの条項で書かれているからいいのかもしれないですけども、この証明書が出たことをきちんと扱ってくださいというような表現が必要ではないか。

【委員】 さらに輪をかけて啓蒙する必要はあるかもしれない。

【委員】 「人権」と入ったところに重なる感じで、「人権の擁護をする」という文言は、人権を侵害してはいけないということをポジティブ表記で、「人権を擁護しなければならない」、「人権擁護に努めてほしい」ということを入れられるのであれば、入ってもいいと思いました。

【委員長】 条例に落とし込んでいくときに、我々としてもそこを見ていくことにしたいと思います。

論点整理シートについては以上でよいでしょうか。では、パブコメについて、お願いします。

【事務局】 資料2「(仮称) 国立市パートナーシップ制度素案について」をお出してください。

今回、約2枚の内容を公表して、意見を伺っていいと思っています。今日、ここに書いてある内容は、修正して最終的なものに切り替えます。

まず1番、「制度創設の経緯」。条例があり、市議会においての当事者の方からの陳情が直接的な経緯です。また、市民意識調査の結果、制度の創設までの動きになったことを書いています。

2番が「制度の目的」、3番が「制度設計」の流れです。制度ができて、市報等でできましたと公表

するのが従来の行政側の制度のスタートなのですけれども、検討プロセスをしっかりと市民の皆さんと共有したいということで、こういった項目を設けています。そして、4番が「制度の概要」。5番が「制度の名称」。これは後ほど修正します。そして、6番「対象者」、7番「居住要件」、ここも今日の内容で修正します。

8番「返還の届出」、9番「取消」、最後10番の「その他」は、皆様から意見が出ている部分で、窓口や、費用はかからないということも、改めてここで書いています。

最後、「検討事項」が本日決定する在勤者・在学者というところですが、これは別立てにするか、対象者に含めるかは、この後整理して、必ず在勤・在学の方が入っていることが分かるように表現して修正します。これをご覧いただき、自由にご意見を頂きます。パブリックコメントは、市の規定で最低でも21日間を行うというのがルールになっていますので、8月7日から8月27日まで取らせていただきます。翌28日が次回第4回の審議会になりますので、その際には全てのパブリックコメントの意見を皆様にご覧いただきます。

今日の議論を踏まえますが、一言一句このとおりにとはならないこともご承知ください。この流れで気になるところがあれば加えますので、ご意見をいただければと思います。

【委員長】10番「その他」の携帯用受理証明カードは、二つ折り名刺サイズと書いたほうがいいと思う。国立市に縁のない方にカードを出すかどうかは規則で決めればよいことだから、パブコメには含めなくていいか。

【事務局】そうですね。この段ではよろしいかと思います。

【委員長】例えば、ここに「※在住・在学・在勤者のみに発行」と記載する。区切るなら。

【事務局】一度そちらの線で書いておいて、反対のご意見があれば、またそこで検討する。

【委員長】多分書かないと、そこについての意見は来ない。

【事務局】そうですね。分かりました。

【委員長】どちらに寄せて書くかということはあって、在住・在学・在勤に関わらず発行し、双方に発行と書くか、片一方にしか発行しないと書くか、どちらですかね。この委員会の流れだと、狭めるほうには行っていないので、在住・在学・在勤に関わらず双方に発行と書いて、それは税金の使い道としておかしいのではないかという意見が来るかどうかを諮ったほうが、合っているように思う。

【委員長】税金の使い道としてどうかということが割と気になる。在住・在学・在勤ではない人に発行しなくていいのではないかという思いもある。それは道理が通っている。2人で使えばいい。

【委員】有料は。

【委員長】有料は出納事務が大変になる。

【委員】カードを発行するのにいくらお金がかかるかということと、それに対して得られる効果との比較という視点もありかなと思う。あとは最終的には判断をお任せします。当事者からすると、今まで全くゼロだった、むしろマイナスだったところから証明書が発行される。しかも2人が国立市で同居していなくても出してもらえたとしたら、例えば、A4の証明書とカードを、それぞれが持ち歩く、片方がコピーを持つなどの工夫もできるし、折り合いもどこかでつけられるのではないかな。もちろん、費用対効果を考えて、1枚も2枚も変わらないのであれば、税金の使い道という観点から2枚出せるならそれでいいし、もし、そこはきちんと区切りをつけるということであれば、当事者の方に理解を求めて発行したものを活用していただくとよい。どちらもよいかかなと思いました。

【委員】届出をした人に証明書が発行される際に、直近の証明という想定はあるのでしょうか。再度届

出をするときに、1回発行してもらった証明書ではなくて、発行日は直近で、でも、遡っていつ発行されていますという証明を、求めがあれば何回も出す。

【事務局】前回そういう議論があったと思うのですが、届出があって、市から証明書を交付します。前回返還の規定の話があって、返還は設ける。パートナーシップ関係を解消した場合や、双方が市外に出てしまった場合には、ご本人の届出をもって返還になるというところがありました。なので、その規定が返還の条件に該当していない間は、証明した最初の効果が続いているという考え方でよいと思います。定期的にその時点での新しい証明書が欲しいという要望もあるのかもしれませんが、原則は続いている、最初のもので使えるということによいと思います。証明書が必要な場合に、当事者の方に何度も足を運ばせてしまうことはなるべく避けたほうがよいと思いますので、最初のもので使えるという形で整理できればと思います。

【委員】紛失したら再発行ですか。

【事務局】はい。再発行の規定も設けます。

【委員長】前回、別の議論のときに、例えば不動産屋でこんなに古いのでは駄目だ、3カ月以内のものを持ってきてくださいと言われたらという話はありませんでしたか。

【事務局】その場合は、いくつかその時点での最新のものを、もう一度こちらも確認させてもらうということが発生すると思うのですが、それが整えば、その時点での証明書として、あるものは出せると思います。

【委員長】話は戻って携帯用受理証明カードについて、書いていないことは議論に上らないということをおそれています。書いておけば、それについて意見があったのかなかったのかということがベースになっていく。広げる方向にして、携帯用受理証明カードには、在住・在学・在勤に関わらず双方に計2枚発行するというのを注記しておいて、それについて意見がないかどうかを諮ってみたらどうでしょうか。

【事務局】そのように記載したいと思います。

【委員長】それでは、最終的には委員長に判断を任せていただくということでお願いします。ご意見がある方は明日中にメールで事務局に送ってください。

【委員】1点聞いてもいいですか。10の「その他」の2「費用はかからない」というところで、出納の手間があり、それほど件数があるとも思えないので無料でよいとは思いますが、市民の立場からすると、税金を使って、ほかの区なども無料なのか、国立市だけ無料にするのか、教えていただきたいと思います。

【事務局】証明書発行の費用がかかるのは渋谷区と小田原市くらいしかない。住民票や戸籍をご自分で取るというのはありますけれども、特に証明書発行にお金を取っているところはないです。

【委員長】でも、住民票や印鑑登録などを発行してもらうのにお金を払うではないですか。役所から紙をもらうときはお金がかかるのではないかと思ったのですけれど。

【委員】自分が役所に行って何かを発行してもらうときにはお金がかかるのに、無料なのだなど。出納が大変だという話が委員長からあって、話し合いにも上らなかったなと思いました。

【委員長】婚姻届は別に返事をもらわないからいいのか。出すだけだから。紙をもらう。私が先ほど出納が面倒だと言ったのは、市民課ならレジがあって出納事務ができるけれど、市長室にもパラソルにもレジがないから無理なのではないかと思ったのですけれども、どうなのですか。

【委員】初回の届出の際の受理の証明書はそれでもよいと思う。

【委員】将来的には、同性であれ事実婚であれ、手数料を頂いて証明書を発行する。1回限りの発行ではなくて、直近の3カ月以内の証明が必要となったら、発行する都度、何百円か頂くのが本来だし、将来的にはいずれそうなってほしいと思う。住民票であれ戸籍であれ、世帯あるいは家族関係に法律的な効果が出るもので、かつ、それをみんなも信用していろいろな法制度が成り立っている。公的な証明だから数百円を払ってまで取りに来ているが、このパートナー証明には法的な効果がない。もっと手前の段階で、みんなにもっと知ってほしいという感じで使うものだからこそ、ここで同じように数百円取ると、そこもちぐはぐかなと思う。先ほどの、古い証明書では駄目だから数カ月以内のものを持ってきてと言われるということは、それだけこの制度が例えば10年くらい続いて、その2人の関係も10年くらい続いて、不動産屋がそれを尊重してもっと最近の証明を持ってきてくれとなる。本当にすごい状態だろうと思う。やがてはきちんと証明書代を頂きながら進められるように、国立市で何万件も申請が来たときに制度を変えていくことになればいいなと思いました。

【事務局】行政が使用料、手数料を取るのは、法律に基づいて、条例に定めることにより取ることができるという規定です。国立市も、実際にかかる費用の範囲内という規定がありますので、例えば国民健康保険証は通常無料で発行しています。住民票や印鑑証明は、発行するために機械が入って、ある程度ご本人の目的のためにそれらの費用をかけて発行していますので、条例の中で金額を定めて徴収しているという状況です。

恐らく今回の件については、そのために特別な費用がかかるかということ、そうでもないと思います。どういうものを想定しているかによりますけれども、例えば特別な機械で、プラ板できちんとしたものを作るので費用がかかるからその分手数料を頂くという考え方もありますし、二つ折りにするのであれば、今ある役所のプリンターを活用して作成するという事かと思う。当初は特に徴収する必要はないのかなと、事務的には思います。

【委員長】では、今は費用はかからないということにしておくのですかね。

【事務局】パブコメで問うという形も取れます。発行については、先ほどあったようにお2人に出すかどうか、市外の方にも出すかという部分と、費用徴収については原則無料ということ、パブコメで聞くこともできます。

【委員長】そうですね。そこはやはり書いておいて意見を求める。いろいろな感覚があって、逆にお金を払えばいいのだったら取りやすいという人もいるかもしれない。だから、そこは書いていただいて意見を求めるということにしましょう。

では、最終的には私に一任していただくという形で、パブコメにたどり着きたいと思っています。

【事務局】事務局で整理をして、明日の早い段階で委員長に見ていただきます。委員長に一任いただいた後の内容を皆様に共有させていただくという形でよろしいでしょうか。それよりも早い段階で気づいたことがありましたら、ご意見をメールで頂ければ、その内容も踏まえて検討したいと思います。

【委員長】では、時間になりましたので、終わりたいと思います。お気づきの点があったら、ぜひお早めに事務局にお寄せいただけたらと思います。次回の予定の確認をお願いします。

【事務局】次回は8月28日金曜日です。6時45分。会場はまた同じこちらです。次回はパブリックコメントを受けて、改めて制度全体を見ていただいて、修正する箇所がないかを点検していきたいと思っています。

また、8月28日第4回の後、9月4日に、皆様から答申を頂く前の段階で、市議会に一度、今の検討状況を報告したいと考えています。その時点で議員からご意見を頂き、その意見を踏まえて、最

終的な答申をする前の段階で、もう一度皆様と最終答申の内容を確認したいと考えています。9月17日の答申の前に最終確認のための第5回委員会の開催もあり得るということでご承知おきいただければと思います。

答申は、17日の午前10時からを候補として考えています。9月17日10時から11時を答申式、委員会から市長に対しての答申という形になります。従前は、委員長を含めて委員の皆様にもご出席可能な方についてはご参加いただいています。

【委員長】では、これで終わります。パブコメに反映したいことがある方は、ぜひ今夜中に事務局にメールをお願いします。以上です。ありがとうございます。

--- 了 ---